

令和4年度「駿河湾フェリー バス利用補助」事業要綱

第1条 趣旨・交付の対象

一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー理事長（以下「理事長」という。）は、駿河湾フェリーの利用促進を図るため、貸切バス利用事業を実施する旅行業法第3条の登録を受けている旅行会社（以下「事業者」という。）が実施する旅行に対し、予算の範囲内においてバス航送料に対する補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2条 定義

この要綱において、「貸切バス利用事業」とは行程の一部に貸切バスを利用する旅行で、次の要件をすべて満たすものとする。原則、他助成制度（駿河湾フェリー運賃半額キャンペーン等）との重複は認めない。

- (1) 駿河湾フェリーを片道利用又は往復利用すること
- (2) 静岡県内の宿泊施設又は観光施設を利用すること
- (3) 駿河湾フェリーの利用が令和4年4月1日から10月31日の間であること
- (4) 旅行実施に当たり貸切バス旅行連絡会の「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った感染症対策を適切に講じていること

第3条 補助金の交付

補助金の額は、貸切バス代金1台当たり、大型バス 10,000円（8m以上～12m未満） マイクロバス 8,000円（7m以上～8m未満）とする。

第4条 交付申請と変更

補助金の交付を受けようとする事業者は、フェリー利用日の7日前までに、交付申請書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。なお、事業予算に達した場合、交付申請の受付を終了するものとする。

交付申請に変更が生じた場合は、速やかに再提出するものとする。

第5条 交付の決定

理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

交付申請変更があった場合、再度内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

第6条 実績報告

補助金の交付決定を受けた事業者は、事業終了から14日以内に、実績報告書（様式第3号）及び関係書類を理事長に提出しなければならない。

第7条 補助金額の確定

理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに通知するものとする。

第8条 補助金の交付請求

補助金額の確定を受けた事業者は、速やかに補助金請求書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

第9条 補助金の支払い

理事長は、請求書を受理した月の翌月末までに、事業者に補助金を支払うものとする。

第10条 交付決定の取り消し、補助金の返還

理事長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。

事業者は、この要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付された補助金を理事長に返還するものとする。

第11条 関係書類の整備

事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第12条 緊急事態宣言発令時の対応

フェリー利用日に、駿河湾フェリー発着地域又は旅行出発地域において、緊急事態宣言が発令されている場合、補助金交付の対象外とする。なお、本条は、第5条交付決定通知書（様式第2号）による通知を受けていた場合でも適用される。

第13条 その他

この要綱に定めるもののほか、貸切バス利用事業の実施に関して必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から令和5年5月31日まで適用する。